



今月のことば

monthly word

## これからの弁理士業

日本弁理士会 副会長

小島 高城郎

### 1. はじめに

昨年の正副会長選挙戦を終え、即11月からの次年度会務検討委員会の準備段階を経て、漸く4月より本年度の執行役員会がスタート致しました。この4月には、会員数も遂に1万人を突破し、アベノミクスにて株価が上がり景気も多少上向いてきたかと思われませんが、未だ弁理士数（合格者数）は激増、出願数を中心とする仕事件数は激減という状況にあって、多面的な対策が必要と感じております。

### 2. 執行役員会の活動

副会長は、委員会等の個別の担当以外に、役員会として対処すべき国内行事であれば、原則正副会長全員参加すべきものも多くあります。例えば、外国の知財関係省庁、各国弁理士会、団体等（米国知的財産権法協会（AIPLA）、日台弁理士交流会、日韓弁理士交流会、日中弁理士交流会、欧州弁理士会、英国弁理士会（CIPA）、フランス弁理士会（CNCPI）etc.）があります。会として、これらの団体等を訪問する必要がある場合、費用対効果の見地より認められれば、原則として会長、担当副会長、並びに関係委員会等の代表者が、訪問交流することがあります。今年には既に、AIPLAとシンガポール特許庁関係者の訪問が4月にあり、5月30日には、ミャンマーのいわゆる知財関係者がみえる予定となっております。ミャンマーについては、これから知財関係法の整備をはじめ知財権庁や弁理士制度を立ち上げる関係から日本視察に見えるという状況です。いずれにしても、特にアジア諸国は、非常に活発に始動しております。

その他、外部意見聴取会をはじめ外部の方々との懇談会も多いようです。特に法改正マターの様に関係省庁や業際士業との交渉、懇談会等の多い分野もあります。また、日本弁理士会各支部との懇談会があり、担当支部（私は、北陸支部と九州支部担当）の他、少なくとも近畿支部、東海支部へは、正副会長全員出席が慣例となっております。

### 3. 各担当委員会等毎の抱負又は意見

委員会については、個別の私の担当は、中央知財研、コンプライアンス委員会、弁理士法改正委員会、ソフトウェア委員会、技術標準委員会等ですが、担当委員長（所長含む）と共に、その委員会等に即した運営を行い、会員数が飛躍的に増加した今、現在、将来を見据えた“これからの弁理士業”の為に会員の皆様に少しでも喜んで頂けるよう心掛けたいと願っております。

委員会立ち上げ時に感じたことは、いずれの委員会も直接間接に、我々の弁理士業務がスムーズに遂行できるように必要不可欠な委員会ばかりだということでもあります。また、該当年度の特徴を有する委員会もあり、更には適宜その時勢に合った委員会へと発展的に改め、あるいは廃止又は休会にして、うまく運用されております。いずれにしても、旧態依然としたものでなく、時機に合った改革を行いつつ我が弁理士業の根幹を支える委員会等でなくてはいけないと考えております。

#### 1) 中央知財研究所

研究部会における研究テーマは、実戦的かつ実用的であるべきと考えますところ、現在、討論されている「複数の知的財産権による保護の交錯」や「権利行使に強い明細書とは？」は、妥当な

テーマとっております。これらとは真逆で、実用的でないものは学問的研究のためにはなっても、現在の弁理士業界の在り様に鑑みれば余りそぐわないとっております。尚、研究部会委員は、外部委員（大学教授、弁護士等）と内部委員（弁理士、弁理士・弁護士）で構成されております。

## 2) コンプライアンス委員会

責任の重い委員会ですので、出来れば避けたい委員会ではありました。しかし、当委員会は、仲間が仲間を苛める機関ではなく、仲間を助ける委員会にしたいとっております。これは、「悪くない人」（会員、クライアント含む）を助け穏便に解決する意味であり、「悪質な行為」をそのように扱う意味ではありません。要するに、事件性のない件を殊更取り上げること等を排除し、例えば、会員が、クレマー的個人に絡まれるなどの被害から守るべく、執行役員会全体でバランス良い判断をすべきとされているからであります。このような経験を持たれる方は、実際非常に多いのが現実です。

## 3) 弁理士法改正委員会

弁理士法改正要望事項としては、ご存じでしょうが、順不同にて①使命条項の新設、②弁理士試験制度の見直し、③弁理士の秘匿特権関連規定の導入、④弁理士の業務範囲拡大、⑤一人法人制度の導入、⑥弁理士研修制度の見直し、⑦利益相反規定の見直し、⑧弁理士自治の拡充、⑨非弁行為要件の見直し等があります。

これら全てを方向性として希望するのは、弁理士は無論のこと、関係省庁も略同様と思いますが、単純にフルセットでの改正を望むのではなく、知財戦略を掲げ知財立国を目指すのであれば、時代遅れの条項や不足条項等は、一部であれフルセットであれ、明確な根拠を示しつつ強く主張すべきと考えております。関係者は、同じ方向を向いていることは確かであり主張すべき方法が異なるのみですので枝葉末節に拘ることなく、これまで尽力されてきた方々のご努力をベースに更なる根拠をお示しし、努力したいとっております。

また、もし、弁理士が知的財産権分野を担う中核的存在ということの明確化が図られれば、不正競争防止法、著作権法、農産種苗法等に関する弁

理士法の整備も進み、「分野別技術専門弁理士」、「商標専門弁理士」、「意匠専門弁理士」等と同様、未だ少ない「訴訟専門弁理士」、「知財コンサルティング専門弁理士」「著作権専門弁理士」や「農産種苗専門弁理士」等がどんどん増えてよいのではとっております。更に、下記する「技術標準専門弁理士」の増加も期待されるところです。

## 4) ソフトウェア委員会

ソフトウェア関連発明や画面ユーザーインターフェイスの保護と一言でいっても、複数法域にまたがる問題を含んでおり、多面的な検討を要します。また、これらも審査基準改定や法改正へと繋がりますので、抽象的でなく、具体的且つ正確な検討、提言が必要になります。過去の経緯等を見ても、ソフトウェアについては、特許庁の審査基準の運用もかなり緩やかになってきており、フレキシブルな対応をされているので、不適正、不合理な点があれば、正確な理由・根拠を示し、提言頂きたいものです。また、意匠法との関係であれば、法の大改正が必要となり、例えば意匠委員会との協働検討・提言もあってよいと考えます。

## 5) 技術標準委員会

これまでの委員会にて形成された成果を無駄にしないように、何らかの形で生かして行きたいとっております。例えば、ここ数年間に飛躍的に増加した企業弁理士の方で、何らかの特殊技能を身につけたいとか、己の勤める企業に貢献出来る能力を身に付けたいという場合に、独禁法に抵触しない「技術標準化に伴うパテントプール」の形成手法を必須特許判定手法と共に身に付けて頂きたい。特に、商業的必須特許といわれるものは、自社のものであればより容易ではないかと思っております。この場合、企業弁理士知財委員会との提携も考えております。

6) ちなみに、日本がTPP交渉に参加したが、具体的条件はさておき、TPPに加盟、発効した場合、日本弁理士が海外へ攻勢をかけない限り、知的財産権分野では防御一辺倒になり、良くも悪くも新たな旋風が日本弁理士会に吹き荒れる可能性があると考えます。つまり、米国を例に挙げると、人口的、語学的優位性から日本は一般的に不利な立場に置かれかねないので、なんらかの防衛

的手段に関する具体的議論が近い将来起こることでしょう。

一方、開発途上国に関しては、それらの国に特化した「開発途上国専門弁理士」がいても可笑しくない時代が来るかも知れません。

#### 4. 最後に

例年同様と思いますが、本年度は、バランス良

い判断力、年齢不詳の行動力と包容力を備えられた古谷会長の下、素晴らしい副会長の方々と共に、執行役員会の活動が出来ますことを幸せに思っておりますが、引き続き皆様のご支援賜りますよう宜しくお願い致します。

以上